

令和3年5月25日

東海間税会連合会
会長 清水 順二 殿

名古屋国税局 徴収部
徴収課長 山下 和晃

滞納整理事務の集中化の実施について

税務行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、名古屋国税局においては、滞納整理事務の一層の効率化を図る目的から、令和3年7月12日（月）以降、名古屋東税務署の滞納整理事務を名古屋中税務署に集中化することにより、実施します。

つきましては、次の事項に御留意の上、引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

留意事項

○ 滞納整理について

- ・ 名古屋東税務署の滞納整理は、名古屋中税務署の徴収担当職員が行います。

○ 納付相談について

- ・ 名古屋東税務署の管轄地域の納税者の方等との納付相談につきましては、名古屋東税務署にお電話いただければ、名古屋中税務署の徴収担当職員が対応します。
- ・ 面接による納付相談は、名古屋中税務署の徴収担当職員が、名古屋東税務署において対応します（名古屋中税務署での納付相談を御希望される場合には、名古屋中税務署においても対応できます。）。

なお、面接による納付相談の際は、あらかじめ名古屋東税務署へ御連絡の上、納付相談の御予約をお願いします。

- ・ 名古屋東税務署の管轄地域の納税者の方に関する書類の提出先は、引き続き、名古屋東税務署となります。

○ 御不明な点や御相談等がございましたら、お問合せ先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

お問合せ先

名古屋国税局 徴収部徴収課 連絡調整官 兵藤

☎ (052) 951-3511 内線 (6240)